



23消安第710号
平成23年4月26日

社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令について

このことについて、別紙のとおり「農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令」（平成23年農林水産省令・環境省令第1号）が平成23年4月26日付けで公布されました。

つきましては、貴会会員及び関係者に対して広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、別途、今般の改正に係る農薬使用の取扱いについて通知することとしているので、併せて御了知願います。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○電子署名及び認証業務に関する法律

第十七条第一項に規定する指定調査
機関を指定する省令を廃止する省令

（総務・法務・経済産業一）

○農薬取締法に基づく農薬の使用の禁
止に関する規定の適用を受けない場
合を定める省令の一部を改正する省
令（農林水産・環境一）

○悪臭防止法第十三条第二項に規定す
る指定機関を指定する省令の一部を
改正する省令（環境七）

〔告 示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律
第二十一条第二項の規定に基づき指
定調査機関の名称の変更の届出があ
つた件（総務・法務・経済産業二）

○消防表彰規程の一部を改正する件
（消防庁三）

○科学技術における協力に関する日本
国政府と欧州共同体との間の協定の
署名及び口上書の交換に関する件
（外務一七八）

○平成二十三年七月十九日から発行を
開始する日本銀行券壹万円及び千円
の様式を定める件（財務一四一）

○保安林の指定をする件
（農林水産八四六〇八六一）

○船舶等振興機関から名称の変更の届
出があつた件（国土交通四二二）

○立体交差化、構造の改良又は歩行者
等立体横断施設の整備を実施すべき
踏切道を指定した件（同四二四）

○道路運送車両の保安基準第三十一条
の二に規定する窒素酸化物排出自動
車等及び窒素酸化物排出基準等を定
める告示の一部を改正する件
（同四二五）

○平成二十一年度の我が国における温
室効果ガスの排出量を公表する件
（環境四六）

○道路に関する件

（東北地方整備局九二、九三）

○住宅の品質確保の促進等に関する法
律の規定により登録住宅性能評価機
関の登録内容を変更した件
（関東地方整備局二二九、二四〇）

○道路に関する件

（中国地方整備局九一、九二）

○道路に関する件
（九州地方整備局九四、九五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府 外務省

〔官庁報告〕

財 政

日本放送協会平成二十三年度収支予算
について（総務省）

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

財団、有権者申出方、土地家屋調査
士懲戒処分、建設業の許可の取消処
分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

公立学校共済組合定款の一部変更関
係

会社その他

省 令

○総務省
省令第一号
経済産業省

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二
年法律第百三十三号）を実施するため、電子署名及び
認証業務に関する法律第十七条第一項に規定する
指定調査機関を指定する省令を廃止する省令を次
のように定める。
平成二十三年四月二十六日

総務大臣 片山 善博
法務大臣 江田 五月
経済産業大臣 海江田万里

電子署名及び認証業務に関する法律第十七
条第一項に規定する指定調査機関を指定す
る省令を廃止する省令

電子署名及び認証業務に関する法律第十七条第
一項に規定する指定調査機関を指定する省令（平
成十五年法律第百三十三号）は、廃止する。
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省
省令第一号
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第
十一条ただし書の規定に基づき、農薬取締法に基
づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受け
ない場合を定める省令の一部を改正する省令を次
のように定める。
平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣 鹿野 道彦
環境大臣 松本 龍
農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関
する規定の適用を受けない場合を定める省
令の一部を改正する省令

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関す
る規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十
五年農林水産省令第一号）の一部を次のように改
正する。

本則に次の一号を加える。
四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による
生物の多様性の確保に関する法律（平成十五
年法律第九十七号）第十条第一項の必要な措
置を執るために農薬を使用する場合

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部改正について

平成 23 年 4 月
農 林 水 産 省
消費・安全局農産安全管理課

I 現行制度の概要

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第11条本文では、①容器又は包装に法第7条に定める表示（登録番号、名称、使用可能な作物、使用方法等）のある農薬、②特定農薬以外の農薬の使用を禁止している。

一方、法第11条ただし書においては、試験研究の目的で使用する場合、法第2条第1項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、当該農薬を例外的に使用することができることが規定されている。

このただし書に基づき、農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成15年農林水産省令・環境省令第1号。以下「省令」という。）が制定され、①試験研究の目的で使用する場合、②農薬の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合及び③植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づく緊急防除を行うために農薬を使用する場合には、法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けないこととされている。

II 改正の趣旨

- (1) 今般、未承認遺伝子組換えパパイヤの遺伝子配列を持つ種子が沖縄県で発見されたところである。

当該パパイヤは、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）第4条第1項の承認を受けたものではないため、生物多様性に関して悪影響を及ぼす危険性を払拭できない。

- (2) このため、これらについては、生物多様性に関する悪影響を防止するため、当該パパイヤを枯死させることや、抜根する等カルタヘナ法第10条第1項の必要な措置を執ることとしている。

- (3) その際、当該パパイヤのみを迅速かつ効率的に淘汰するためには、農薬を用いることが適当であるが、農薬の使用者は法第2条第1項の登録を受けた農薬しか使用できないこととなっているところであり、現在、登録されている農薬でパパイヤを枯らす目的で使用できるものがない状況である。

これらのことから、省令について所要の改正を行い、カルタヘナ法違反の事態を解決するための農薬の使用について、法第11条本文の適用を除外することとする。

- 〔(4) なお、今後カルタヘナ法に違反する事態が発生した際にも早急に対応できるようにするため、対象とする品目はパパイヤに限らないこととする。〕

III 改正の内容

省令の本則中、第4号として、「四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十条第一項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合」を追加する。

IV 施行期日 公布の日

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年環境省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
農薬取締法（以下「法」という。）第十一条ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 三 （略） 四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十条第一項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合	農薬取締法（以下「法」という。）第十一条ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 三 （略）